

住居表示の変更に伴う手続きについて（官公署等関係）

件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
不動産所有者、抵当権者等（土地登記簿、建物登記簿等）の住所	土地・建物の登記簿に中新田町、小野田町、宮崎町（以下「旧町」という。）の住所で登記されている方	仙台法務局古川支局 古川市旭六丁目3-1 TEL 0229-22-0510 又は、不動産所在地の管轄登記所	住所変更の手続は必要ありません。 町村合併による住所変更の場合、その変更による登記があったものとみなされます。 ただし、登記簿の記載が、旧住所・旧本店のままで不都合が生じる場合は、登記名義人（所有者等）の住所変更登記（非課税）を申請できます。
会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本店及び主たる事務所と代表者の住所	旧町に所在する会社等及びその代表者	仙台法務局古川支局 古川市旭六丁目3-1 TEL 0229-22-0510 又は、本店及び主たる事務所、支店及び従たる事務所の所在地の管轄登記所	住所変更の手続は必要ありません。 町村合併による住所変更の場合、その変更による登記があったものとみなされます。 商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。支店等の場合は、本店等を所轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後、支店等を所轄する法務局で変更登記することになります。 ただし、登記簿の代表者の記載が、旧住所のままで不都合が生ずる場合は、代表者（代表取締役、代表理事等）の住所変更登記（非課税）を申請できます。
労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	1.宮城労働局安全衛生課 仙台市宮城野区鉄砲町1 TEL 022-299-8839 2.古川労働基準監督署 古川市駅南2-9-47 TEL 0229-22-2112	住所変更の手続は必要ありません。
労災年金受給者の住所	左記年金受給者	1.宮城労働局労災補償課 仙台市宮城野区鉄砲町1 TEL 022-299-8839	住所変更の手続は必要ありません。

労働福祉事業による健康管理手帳交付者の住所	左記手帳交付者	2.古川労働基準監督署 古川市駅南2 - 9 - 47 TEL 0229-22-2112	
-----------------------	---------	--	--

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
政府管掌健康保険被保険者証の住所	左記健康保険の被保険者	古川社会社会保険事務所 古川市駅南2 - 4 - 2 TEL 0229-23-1200	住所変更の手続は必要ありません。 なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	左記年金の被保険者及び受給者		住所変更の手続は必要ありません。
国民年金基金加入者及び受給者の住所	左記基金加入者及び受給者	宮城県国民年金基金 仙台市青葉区二日町13 - 18 TEL 022-215-3431	住所変更の手続は必要ありません。
軍事恩給・遺族年金の受給者の住所	左記年金受給者	宮城県社会福祉課援護恩給班 仙台市青葉区本町3 - 8 - 1 TEL 022-211-2563	住所変更の手続は必要ありません。
戦傷病手帳の住所	左記手帳所持者		住所変更の手続は必要ありません。 住所の変更を希望される方は、窓口にお問い合わせください。
共済年金加入者及び受給者の住所	左記年金加入者及び受給者	各共済組合	各共済組合に確認してください。

軽自動車の使用者・所有者の住所（自動車車検証）	軽自動車（四輪）の使用者・所有者	軽自動車検査協会宮城主管事務所 仙台市宮城野区苦竹4 - 2 - 20 TEL 022-284-1368	住所変更の手続きは必要ありません。
-------------------------	------------------	--	-------------------

件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
自動車（軽自動車を除く）の所有者・使用者の住所（自動車車検証）	小型自動車（二輪を除く）及び普通自動車の各所有者・使用者	東北運輸局宮城運輸支局登録部門 仙台市宮城野区扇町3 - 3 - 15 TEL 022-235-2511	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所の変更登録（無料）のうえ手続きしてください。 なお、他支局（他県）において登録手続の場合は、当該住居表示の証明書の添付が必要になります。
	小型自動車（二輪250ccを越えるもの）の各所有者・使用者		住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、自動車検査証返納は、住所の記載変更のうえ手続きしてください。 なお、他支局（他県）において登録手続の場合は、当該住居表示の証明書の添付が必要になります。
軽二輪の所有者・使用者の住所（軽自動車届出済証）	小型自動車(125ccを越え250cc以下のもの)の各所有者・使用者	宮城県軽自動車協会 仙台市宮城野区苦竹4 - 2 - 20 TEL 022-232-5724	住所変更の手続きは必要ありません。
自賠償保険等	左記保険等の加入者	各保険会社等	手続きは各保険会社に確認してください。
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	1.県内各運転免許センター 古川運転免許センター 古川市大宮3丁目4 - 30 TEL 0229-22-8011 2.住所地・勤務地を管轄する警察署	住所変更の手続きは必要ありません。 免許証の本籍・住所は、更新時に変更されます。 なお、更新時までに変更を希望される方は、原則として住所地を管轄する免許センター及び警察署で手続きができます。

自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	保管場所を管轄する警察署交通課	住所変更の手続は必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、保管場所を管轄する警察署で手続きができます。
保管場所標章番号通知書	保管場所標章番号通知書の交付を受けている方		

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
通行禁止道路通行許可証、 駐車許可証、制限外許可証、 制限外けん引許可証	左記の許可証の交付を受けている方	許可証を発行した警察署交通課	住所変更の手続は必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きができます。 手数料は不要。
猟銃・空気銃所持許可証、 銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、	左記の許可証の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署生活安全課	住所変更の手続は必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 手数料は不要。
風俗営業許可証、古物商・ 古物市場主の許可証、質屋 許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	営業所の所在地を管轄する警察署の 生活安全課	住所変更の手続は必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、営業所を管轄する警察署で手続きができます。 手数料は不要。
深夜酒類提供飲食店営業開始届出書	左記の届出を提出している方		住所変更の手続は必要ありません。 なお、変更を希望される方は、営業所を管轄する警察署で手続きができます。

警備業認定証	左記の認定証の交付を受けている方	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、主たる営業所を管轄する警察署で手続きができます。 手数料は不要。
警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証	左記の資格者証の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 手数料は不要。
警備員に係る検定合格者証	左記の検定合格者証の交付を受けている方		住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
旅券(パスポート)	旅券所持者	1. 宮城県国際交流課旅券班 (宮城県パスポートセンター) 仙台市青葉区本町3-8-1 TEL 022-211-2278	住所変更の手続きは必要ありません。 最終頁の「所持人記入欄」の住所をご自分で訂正してください。
	旅券申請者	2. 宮城県古川地方県事務所総務班 古川市旭4-1-1 TEL 0229-91-0701	申請時に提出する住民票・戸籍謄(抄)本については、申請前6ヶ月以内に発行されたもので、その間に変更がなければ使用できます。(合併に伴い町名のみが変更されたものは受付可。) なお、平成15年4月1日より住民基本台帳ネットワークシステムの利用ができる場合は、住民票の提出を省略することができます。
食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	宮城県大崎保健福祉事務所 古川市旭4-1-1 TEL 0229-91-0707	住所変更の手続きは必要ありません。

環境衛生営業等許可及び特定建築物届出	理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行業の営業許可等を受けている方並びに特定建築物の届出をされている方		
薬局等の許可	薬局等の許可を受けている方		住所変更の手続は必要ありません。 更新の際に提出する申請書、届書の備考欄に「店舗の所在地（販売業者の住所）は平成15年4月1日住居表示変更等」と朱記してください。
毒物劇物販売業等の登録	左記の登録を受けている方		
道路占用許可、河川占用許可	許可を受けている方	宮城県古川土木事務所 古川市旭4-1-1 TEL 0229-91-0731	住所変更の手続は必要ありません。
建設業許可、建築士事務所登録	建設業許可または建築士事務所登録を受けている代表者		

件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
預金通帳、定期預金証書等	預金者	各金融機関	一般的には、住所変更の手続は必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。 なお、町内にあります金融機関（七十七銀行、仙台銀行、古川信用組合、加美よつば農業協同組合、郵便局）については、住所変更の手続は必要ありません。
キャッシュカード（預金の払い戻し等に利用）	左記カードの所有者		

クレジットカード（買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの）	左記カードの所有者	各金融機関、クレジット会社	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。
有価証券、保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・損害保険等の加入者	各規約等に定める窓口	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。 なお、加美よつば農業協同組合取り扱い分につきましては住所変更の手続きは必要ありません。
加入電話に関する契約	加入電話契約者	各電話会社	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。 なお、現在加入の電話番号については変更はありません。
郵便局		各郵便局	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、郵便番号の変更もありません。

住居表示の変更に伴う手続きについて（加美町役場関係）

件名	該当者	役場組織（窓口）	手続等
印鑑登録証	左記の登録者	本庁町民課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、本庁または各支所にご来庁の際に新しいものと交換します。
外国人登録証	左記の登録者	本庁町民課 各支所住民担当	合併後、本庁または各支所にご来庁の際に変更の記載をします。

老人保健医療受給者証	左記の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前に新しい受給者証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受給者証を本庁または各支所までご持参ください。 4月1日から医療機関にかかる場合は必ず新しい受給者証を提示ください。
老人保健 特定疾病療養受療証	左記の受療者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 特定疾病療養受療証はそのままお使いになれます。 新町の受療証は4月中に郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受療証を本庁または各支所までご持参ください。
老人医療 入院時に係る減額認定証	左記の認定者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 減額認定証は、5月31日までそのままお使いになれます。 。新町の認定証は、次回申請時に該当する方に交付します。
重度心身障害者等医療費受給資格者証	左記の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前に新しい受給資格者証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受給資格者証は各自廃棄処分してください。 。4月からは、医療費助成申請書を医療機関に提出する場合は必ず新しい受給者証を提示してください。
母子家庭等医療費受給資格者証	左記の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	
乳幼児医療費受給資格者証	左記の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	

件 名	該 当 者	役場組織（窓口）	手 続 等
母子健康手帳	左記手帳の所持者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。

児童扶養手当証書	左記手当の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に新しい住居表示になります。
児童手当	左記手当の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。
特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に証書持参のうえ、本庁または各支所にて手続きを行ってください。
身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳の所持者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手帳持参のうえ、本庁または各支所にて手続きを行ってください。
精神障害者通院医療費公費 負担患者票	左記患者票の所持者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に新しい住居表示になります。
国民健康保険被保険者証（ 国民健康保険証）	左記保険者証等の所持者	本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を3月末日までに郵送しますので、お手元に届きましたら旧の被保険者証を本庁または各支所までご持参ください。 4月1日からは新しい被保険者証をお使いください。
国民健康保険標準負担額減 額認定証		本庁保健福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 標準負担額減額認定証は、5月31日までそのままお使いになれます。 新町の認定証は、次回申請時に該当する方に交付します。

件 名	該当者	役場組織（窓口）	手続等
-----	-----	----------	-----

国民年金被保険者の住所	左記年金の被保険者	本庁町民課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。
介護保険被保険者証	要介護認定・要支援認定をすでに受けている被保険者（認定申請中の方を除く）	本庁健康福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を4月1日に郵送します。なお、旧の被保険者証は認定更新時に新町の被保険者証といっしょにご持参ください。
	要介護認定・要支援認定申請中の被保険者		住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を認定決定後に郵送します。
	要介護認定・要支援認定を受けていない被保険者		住所変更の手続きは必要ありません。 現在の被保険者証は認定申請にそのままお使いになれます。
介護保険標準負担額減額認定証	左記認定証の所持者	本庁健康福祉課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を4月1日に郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受給者証を本庁または各支所までご持参ください。 4月1日からは新しい認定証をお使いください。
介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	左記認定証の所持者		
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	左記認定証の所持者		
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	左記認定証の所持者		
訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者減額措置）	左記認定証の所持者		

件名	該当者	役場組織（窓口）	手続等
保育所、学校等への住所変更手続き	学校等の在学者等	各保育所、学校等	<p>公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校及び養護学校については、住所変更の手続きは必要ありません。</p> <p>ただし、国立、私立の学校等については、各学校等にお問い合わせください。</p>
原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記標識の交付を受けている方	本庁税務課 各支所住民担当	<p>住所変更の手続きは必要ありません。</p> <p>現在発行の標識（ナンバープレート）を加美町発行の標識（ナンバープレート）とみなして使用することになります。</p> <p>なお、合併後の新規登録から加美町標識（ナンバープレート）となります。</p>
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	本庁町民課 各支所住民担当	住所変更の手続きは必要ありません。